

令和元年12月3日招集

第4回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

## 令和元年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第12号	専決処分事項の報告について	令和元年 12月3日		
議第117号	専決処分事項の承認について（令和元年度天草市一般会計補正予算第5号）	"		
議第118号	専決処分事項の承認について（令和元年度天草市一般会計補正予算第6号）	"		
議第119号	天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第120号	天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第121号	天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	"		
議第122号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第123号	天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第124号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第125号	天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第126号	天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第127号	天草市立天草クリシタン館条例及び天草市立天草コレヨ館条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第128号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第129号	工事請負契約の変更について	令和元年 12月3日		
議第130号	指定管理者の指定について（河浦中央児童館）	〃		
議第131号	指定管理者の指定について（新和高齢者生活福祉センター）	〃		
議第132号	指定管理者の指定について（天草市本渡水産物荷さばき施設）	〃		
議第133号	指定管理者の指定について（天草市民センター）	〃		
議第134号	指定管理者の指定について（牛深総合センター）	〃		
議第135号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第136号	財産の取得について	〃		
議第137号	令和元年度天草市一般会計補正予算（第7号）	〃		
議第138号	令和元年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第139号	令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃		
議第140号	令和元年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第141号	令和元年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第142号	令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）	〃		
議第143号	令和元年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第144号	令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第2号)	令和元年 12月3日		
議第145号	令和元年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第146号	令和元年度天草市水道事業会計補正予算(第2号)	〃		
議第147号	令和元年度天草市下水道事業会計補正予算(第2号)	〃		

## 報告第 12 号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 令和元年 7 月 15 日（月曜日）  
午前 7 時 20 分頃
- 2 事故発生場所 天草市佐伊津町 287 番地 4 付近（市道大矢崎明瀬線）
- 3 和解の相手方 熊本市西区上代四丁目 13 番 34 号  
産交バス株式会社（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が市道に敷設された側溝蓋上を通過した際、当該側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 757,944 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 1 1 7 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和元年度天草市一般会計補正予算（第 5 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専決処分書

令和元年度天草市一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月3日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

令和元年6月28日から7月4日までの豪雨に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度天草市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,780,528 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,909,848	27,680	6,937,528
	1 国庫負担金	5,100,440	27,680	5,128,120
19 繰入金		3,491,918	20	3,491,938
	2 基金繰入金	3,491,918	20	3,491,938
22 市債		6,770,900	25,800	6,796,700
	1 市債	6,770,900	25,800	6,796,700
補正されなかった款項に係る額		38,554,362		38,554,362
歳入合計		55,727,028	53,500	55,780,528

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		75,854	53,500	129,354
	2 公共土木施設災害復旧費	42,210	53,500	95,710
補正されなかった款項に係る額		55,651,174		55,651,174
歳 出 合 計		55,727,028	53,500	55,780,528

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	25,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることがで きる。

議第 1 1 8 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和元年度天草市一般会計補正予算（第 6 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第10号

専決処分書

令和元年度天草市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年10月25日

天草市長 中村五木

（専決処分の理由）

令和元年6月26日から7月3日までの豪雨に伴う災害復旧費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 令和元年度天草市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,391 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,793,919 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		413,565	576	414,141
	1 分担金	64,971	576	65,547
16 県支出金		4,086,874	11,325	4,098,199
	2 県補助金	1,463,967	11,325	1,475,292
19 繰入金		3,491,938	90	3,492,028
	2 基金繰入金	3,491,938	90	3,492,028
22 市債		6,796,700	1,400	6,798,100
	1 市債	6,796,700	1,400	6,798,100
補正されなかった款項に係る額		40,991,451		40,991,451
歳入合計		55,780,528	13,391	55,793,919

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		129,354	13,391	142,745
	1 農林水産施設災害復旧費	33,644	13,391	47,035
補正されなかった款項に係る額		55,651,174		55,651,174
歳出合計		55,780,528	13,391	55,793,919



第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	25,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ	27,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第 119 号

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例

天草市出張所設置条例（平成 18 年天草市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表二浦出張所の項中「1035 番地 45」を「1035 番地 11」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（天草市地区コミュニティセンター条例の一部改正）

2 天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 二浦地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

二浦地区コミュニティ センター	大会議室	400円	300円
	小会議室	100円	100円
	調理実習室	200円	

（提案理由）

二浦出張所の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第120号

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例  
(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年天草市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第2条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年天草市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第4条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年天草市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の172.5」を加える。

第7条第1項第2号及び第2項ただし書並びに第10条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第5条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
  - (1) 第1条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例
  - (2) 第3条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 第3条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例
  - (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 1 号

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の給与に関する条例(平成 1 8 年天草市条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 1 2. 5」の次に「)、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 9 7. 5 (特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 1 7. 5)」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
以外の職員	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200

8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100

37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	



66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			

95	295, 200	343, 100
96	295, 600	343, 500
97	295, 800	343, 700
98	296, 100	344, 100
99	296, 500	344, 500
100	296, 900	344, 800
101	297, 100	345, 100
102	297, 400	345, 500
103	297, 800	345, 900
104	298, 100	346, 300
105	298, 300	346, 800
106	298, 600	347, 200
107	299, 000	347, 600
108	299, 300	348, 000
109	299, 500	348, 500
110	299, 900	348, 900
111	300, 300	349, 200
112	300, 600	349, 500
113	300, 800	350, 000
114	301, 000	
115	301, 300	
116	301, 700	
117	301, 900	
118	302, 100	
119	302, 400	
120	302, 700	
121	303, 100	
122	303, 300	
123	303, 600	

	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を次のように改める。

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100

20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	

	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100

員以外の 職員	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700

31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	



60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
以外の職員	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800

26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600

55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600

84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	

113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		

	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100



(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号及び第2号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を「100分の115」に改める。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「12,000円」を「16,000円」に改める。

(天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年天草市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第8条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第4条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条、第3条又は第4条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」とい

う。)の前日において、第2条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例第14条の規定、第3条の規定による改正前の天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の2の規定又は第4条の規定による改正前の天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第8条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後職員給与条例」という。)第14条、第3条の規定による改正後の天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項において「改正後上下水道事業企業職員給与条例」という。)第4条の2の規定又は第4条の規定による改正後の天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項において「改正後病院事業企業職員給与条例」という。)第8条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後職員給与条例第14条第1項各号に掲げる職員、改正後上下水道事業企業職員給与条例第4条の2に規定する職員又は改正後病院事業企業職員給与条例第8条に規定する職員のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後職員給与条例第14条第2項の規定、改正後上下水道事業企業職員給与条例第4条の2の規定又は改正後病院事業企業職員給与条例第8条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 天草市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年天草市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」

に改める。

（提案理由）

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与を改定するため、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 2 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 本渡北地区コミュニティセンターの部講堂の項冷暖房使用料（1 時間当たり）の欄を次のように改める。

4 0 0 円
---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本渡北地区コミュニティセンターの冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 3 号

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 2 6 年  
天草市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 0 号中「支給認定  
保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 1 1 号中「支給認定子ども」を「教  
育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 2 2 号を第 2 7 号とし、第 1 7 号から第 2 1 号ま  
でを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 1 6 号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保  
護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 2 1 号とし、同条中第 1 5 号を  
第 2 0 号とし、第 1 4 号を第 1 9 号とし、同条第 1 3 号中「支給認定の有効期間」を「教育・  
保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 1 8 号とし、同条中第 1 2 号を第 1 7 号とし、  
第 1 1 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令  
第 2 1 3 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認  
定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育  
認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをい  
う。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者

を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。



第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び法第19条第1項第2号」を「及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号」に、「利用中の子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び法第19条第1項第1号」を「及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号」に、「利用中の子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「、前項本文の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合  
小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの  
第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供

する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第1項第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下、この項において同じ。)」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証

明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げる

ものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 4 号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年天草市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 1 6 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 2 条第 2 項において同じ」を削る。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」



に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 5 号

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系一般廃棄物の部燃やせないごみの項を次のように改める。

燃やせないごみ	指定袋（大）	5 0 円／袋
	指定袋（小）	2 5 円／袋

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新たに作製する燃やせないごみ指定袋の手数料の額を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 6 号

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例の制定について

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市産業振興チャレンジ基金条例の一部を改正する条例

天草市産業振興チャレンジ基金条例（平成 2 6 年天草市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

基金の設置期間を延長するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 2 7 号

天草市立天草キリシタン館条例及び天草市立天草コレジヨ館条例の一部を改正する条例  
の制定について

天草市立天草キリシタン館条例及び天草市立天草コレジヨ館条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立天草キリシタン館条例及び天草市立天草コレジヨ館条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例

(天草市立天草キリシタン館条例の一部改正)

第 1 条 天草市立天草キリシタン館条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 1 3 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 4 条中「1 2 月 3 0 日から翌年 1 月 1 日まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の各  
号を加える。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に  
規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休  
日でない日とする。

(2) 1 月 1 日並びに 1 2 月 3 0 日及び同月 3 1 日

(天草市立天草コレジヨ館条例の一部改正)

第 2 条 天草市立天草コレジヨ館条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 1 4 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 4 条第 1 号中「月曜日」を「木曜日」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 1 月 1 日並びに 1 2 月 3 0 日及び同月 3 1 日

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

施設の管理運営体制の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 128 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組  
合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

熊本県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合理約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部  
を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「天草広域連合」の次に「、熊本県後期高齢者医  
療広域連合」を加える。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第  
290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 9 号

工事請負契約の変更について

平成 3 1 年 3 月 2 5 日議決された議第 1 2 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 1 5 3, 1 6 5, 6 0 0 円」を「契約の金額 1 5 7, 6 8 3, 6 8 2 円」とする。

(提案理由)

嵐口外平線道路災害復旧工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 130 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
河浦中央児童館
- 2 指定管理者となる団体  
天草市河浦町河浦 4 8 5 0 番地  
社会福祉法人元気会
- 3 指定の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



議第 131 号

指定管理者の指定について

天草市新和高齢者生活福祉センター条例（平成 18 年天草市条例第 142 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新和高齢者生活福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 132 号

指定管理者の指定について

天草市本渡水産物荷さばき施設条例（平成 22 年天草市条例第 86 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市本渡水産物荷さばき施設

2 指定管理者となる団体

天草市港町 10 番 19 号

天草漁業協同組合

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 133 号

指定管理者の指定について

天草市民センター条例（平成 18 年天草市条例第 99 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市民センター

2 指定管理者となる団体

天草市東町 3 番地

一般社団法人天草市芸術文化協会

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 134 号

指定管理者の指定について

天草市牛深総合センター条例（平成 18 年天草市条例第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
牛深総合センター
- 2 指定管理者となる団体  
天草市東町 3 番地  
一般社団法人天草市芸術文化協会
- 3 指定の期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 135 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3338	鳴川1号線	倉岳町棚底字鳴川3 754番192地先	倉岳町棚底字鳴川3 754番18地先	503.0	4.7~ 21.8
3339	中山芹田線	栖本町湯船原字中山 30番3地先	栖本町湯船原字芹田 79番3地先	358.7	5.2~ 14.8
187	大石ヶ浦塚 田線	志柿町字大石ヶ浦5 206番10	志柿町字金山尻48 62番72地先	3,033.3	2.6~ 13.0
3340	中央新町川 原線	中央新町794番1 地先	本渡町本渡字川原5 41番地先	624.4	3.1~ 11.0

2 廃止する路線

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
187	大石ヶ浦塚 田線	下浦町字葭ノ口32 51番1地先	下浦町字鷹巣501 2番44地先	2,992.3	2.6~ 13.0
5	下町川原線	船之尾町330番1 地先	本渡町本渡字川原5 42番地先	633.8	3.1~ 11.0

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 136 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得の目的  | 小学校における教師用指導書更新に伴うもの                                      |
| 2 品 名 等  | 小学校教師用指導書   |
| 3 契約の方法  | 随意契約  |
| 4 取得金額   | 42,158,380円   |
| 5 契約の相手方 | 住 所 天草市中央新町14番11号<br>名 称 合名会社鶴田玉文堂<br>代表者 代表社員 鶴田 健三      |
|          | 住 所 天草市久玉町1411番地71<br>名 称 ブックス修文社<br>代表者 益田 久雄            |
|          | 住 所 天草市本渡町本戸馬場1593番地1<br>名 称 有限会社新日本教材<br>代表者 代表取締役 吉田 光伸 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 3 7 号

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度天草市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,612,096 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,406,015 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		22,711,000	226,252	22,937,252
	1 地方交付税	22,711,000	226,252	22,937,252
15 国庫支出金		6,937,528	31,850	6,969,378
	1 国庫負担金	5,128,120	27,536	5,155,656
	2 国庫補助金	1,793,463	3,934	1,797,397
	3 国庫委託金	15,945	380	16,325
16 県支出金		4,098,199	△ 14,214	4,083,985
	1 県負担金	2,312,036	△ 15,586	2,296,450
	2 県補助金	1,475,292	1,372	1,476,664
18 寄附金		300,201	104,900	405,101
	1 寄附金	300,201	104,900	405,101
19 繰入金		3,492,028	△ 1,137,853	2,354,175
	2 基金繰入金	3,492,028	△ 1,137,853	2,354,175
20 繰越金		1	2,309,454	2,309,455
	1 繰越金	1	2,309,454	2,309,455
21 諸収入		472,061	60,107	532,168
	5 雑入	275,494	60,107	335,601
22 市債		6,798,100	31,600	6,829,700
	1 市債	6,798,100	31,600	6,829,700
補正されなかった款項に係る額		10,984,801		10,984,801
歳入合計		55,793,919	1,612,096	57,406,015

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		271,242	△ 1,326	269,916
	1 議会費	271,242	△ 1,326	269,916
2 総務費		10,988,724	1,624,499	12,613,223
	1 総務管理費	10,199,160	1,636,419	11,835,579
	2 徴税費	320,495	5,079	325,574
	3 地籍調査費	64,038	△ 9,490	54,548
	4 戸籍住民基本台帳費	127,162	△ 4,020	123,142
	5 選挙費	194,502	90	194,592
	6 統計調査費	40,120	△ 3,320	36,800
	7 監査委員費	43,247	△ 259	42,988
3 民生費		17,356,085	△ 47,886	17,308,199
	1 社会福祉費	4,746,125	△ 23,876	4,722,249
	2 高齢者福祉費	4,606,137	△ 90,533	4,515,604
	3 児童福祉費	6,526,877	55,974	6,582,851
	4 生活保護費	1,476,446	10,549	1,486,995
4 衛生費		6,009,572	△ 12,801	5,996,771
	1 保健衛生費	949,112	17,459	966,571
	2 環境費	3,146,095	4,720	3,150,815
	3 斎場費	69,185	△ 12,825	56,360
	4 水道費	799,695	1,416	801,111
	5 病院費	905,946	△ 20,293	885,653
	6 看護専門学校費	139,539	△ 3,278	136,261

5 農林水産業費		2,464,385	20,517	2,484,902
	1 農業費	1,425,105	15,683	1,440,788
	2 林業費	279,740	655	280,395
	3 水産業費	759,540	4,179	763,719
6 商工費		2,040,189	△ 18,867	2,021,322
	1 商工費	2,040,189	△ 18,867	2,021,322
7 土木費		3,790,683	35,940	3,826,623
	1 土木管理費	199,910	11,653	211,563
	2 道路橋梁費	1,629,397	△ 1,837	1,627,560
	3 河川費	220,148	37,673	257,821
	4 港湾費	144,875	△ 739	144,136
	5 都市計画費	1,327,333	△ 10,887	1,316,446
	7 住宅費	269,020	77	269,097
8 消防費		2,167,673	1,744	2,169,417
	1 消防費	2,167,673	1,744	2,169,417
9 教育費		3,288,089	10,276	3,298,365
	1 教育総務費	1,265,529	△ 1,825	1,263,704
	2 小学校費	314,249	6,825	321,074
	3 中学校費	379,234	△ 6,758	372,476
	4 幼稚園費	135,726	3,533	139,259
	6 学校給食費	562,556	6,340	568,896
	7 社会教育費	630,795	2,161	632,956
補正されなかった款項に係る額		7,417,277		7,417,277
歳出合計		55,793,919	1,612,096	57,406,015

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新和支所営繕事業	37,932
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	165,900
		市道改良（単独）事業	5,000
	4 港湾費	港湾施設改修事業	21,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	249,056
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	431,474

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙印刷製本費	令和2年度	16,161
広報紙配送業務委託料	令和2年度	4,066
広報紙編集業務委託料	令和2年度～令和4年度	6,840
ケーブルテレビ行政放送委託料	令和2年度	2,003
コミュニティセンター指定管理料（2施設）	令和2年度	9,498
ごみ袋作製費	令和2年度	38,106
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃及び倉岳地区を除く全て）	令和2年度	425,832
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃）	令和2年度～令和4年度	67,344
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和2年度	23,452
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	令和2年度	3,473
道路維持補修業務委託料	令和2年度	168,220
スクールボート運航管理業務委託料	令和2年度	25,021

第4表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	4,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。た だし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることが できる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	115,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いてはその 融資条件に よる。銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還 もしくは低 利に借換え することが できる。	151,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
農業農村整備事業	148,500	〃	〃	〃	158,500	〃	〃	〃
河川整備事業	83,000	〃	〃	〃	120,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,040,000	〃	〃	〃	984,400	〃	〃	〃

令和元年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度天草市国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市国民健康保険特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 327,031 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,906,335 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		0	7,727	7,727
	2 国庫補助金	0	7,727	7,727
5 県支出金		9,723,726	19,352	9,743,078
	1 県負担金・補助金	9,723,726	19,352	9,743,078
7 繰入金		1,089,454	△ 13,106	1,076,348
	1 一般会計繰入金	1,089,453	△ 13,106	1,076,347
8 繰越金		2	281,617	281,619
	1 繰越金	2	281,617	281,619
9 諸収入		13,455	31,441	44,896
	3 雑入	10,350	31,441	41,791
補正されなかった款項に係る額		1,752,667		1,752,667
歳入合計		12,579,304	327,031	12,906,335



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		149,265	9,161	158,426
	1 総務管理費	129,357	9,161	138,518
2 保険給付費		9,352,906	319,898	9,672,804
	1 療養諸費	8,052,406	309,898	8,362,304
	2 高額療養費	1,270,800	10,000	1,280,800
3 国民健康保険事業費納付金		2,873,162	△ 9,201	2,863,961
	1 医療給付費分	2,153,089	△ 3,267	2,149,822
	2 後期高齢者支援金等分	538,252	△ 10,153	528,099
	3 介護納付金分	181,821	4,219	186,040
6 保健事業費		140,010	59	140,069
	3 総合保健施設事業費	28,905	59	28,964
9 諸支出金		12,701	7,114	19,815
	1 償還金及び還付加算金	10,001	5,912	15,913
	2 繰出金	2,700	1,202	3,902
補正されなかった款項に係る額		51,260		51,260
歳出合計		12,579,304	327,031	12,906,335

議第 139 号

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 240,847 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,043,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,198,753	575	3,199,328
	2 国庫補助金	1,256,663	575	1,257,238
4 支払基金交付金		3,028,874	8,386	3,037,260
	1 支払基金交付金	3,028,874	8,386	3,037,260
7 繰入金		2,043,088	△ 80,521	1,962,567
	1 一般会計繰入金	1,813,088	△ 80,521	1,732,567
8 繰越金		2,910	312,407	315,317
	1 繰越金	2,910	312,407	315,317
補正されなかった款項に係る額		3,528,849		3,528,849
歳入合計		11,802,474	240,847	12,043,321

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		258,701	△ 8,030	250,671
	1 総務管理費	159,036	△ 8,030	151,006
6 基金積立金		812	169,593	170,405
	1 基金積立金	812	169,593	170,405
8 諸支出金		5,910	79,284	85,194
	1 償還金及び還付加算金	5,910	79,284	85,194
補正されなかった款項に係る額		11,537,051		11,537,051
歳出合計		11,802,474	240,847	12,043,321

令和元年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度天草市後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,662 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,235,024 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		449,687	△ 7,426	442,261
	1 一般会計繰入金	449,687	△ 7,426	442,261
5 繰越金		1	4,547	4,548
	1 繰越金	1	4,547	4,548
6 諸収入		44,530	△ 1,783	42,747
	4 雑入	43,302	△ 1,783	41,519
補正されなかった款項に係る額		745,468		745,468
歳入合計		1,239,686	△ 4,662	1,235,024

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,151	156	35,307
	1 総務管理費	33,321	156	33,477
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,168,641	△ 5,273	1,163,368
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,168,641	△ 5,273	1,163,368
4 諸支出金		1,180	455	1,635
	1 償還金及び還付加算金	1,180	455	1,635
補正されなかった款項に係る額		34,714		34,714
歳出合計		1,239,686	△ 4,662	1,235,024

議第 1 4 1 号

令和元年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 3 1 年政令第 1 4 3 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 3 1 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 3 2 年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116,231 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		54,843	170	55,013
	1 一般会計繰入金	54,843	170	55,013
7 繰越金		1	111	112
	1 繰越金	1	111	112
補正されなかった款項に係る額		61,106		61,106
歳入合計		115,950	281	116,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		93,153	281	93,434
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	93,153	281	93,434
補正されなかった款項に係る額		22,797		22,797
歳 出 合 計		115,950	281	116,231

議第 1 4 2 号

令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 396 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,998 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		97,861	△ 14,677	83,184
	1 一般会計繰入金	97,861	△ 14,677	83,184
6 繰越金		1	15,073	15,074
	1 繰越金	1	15,073	15,074
補正されなかった款項に係る額		124,740		124,740
歳入合計		222,602	396	222,998

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		183,738	396	184,134
	1 総務管理費	183,738	396	184,134
補正されなかった款項に係る額		38,864		38,864
歳出合計		222,602	396	222,998

議第 1 4 3 号

令和元年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 3 1 年政令第 1 4 3 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 3 1 年度天草市歯科診療所特別会計予算」の名称を「令和元年度天草市歯科診療所特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 3 2 年度」以降も同様とする。

令和元年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,809 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		22,898	△ 5,945	16,953
	1 一般会計繰入金	22,898	△ 5,945	16,953
4 繰越金		1	6,027	6,028
	1 繰越金	1	6,027	6,028
補正されなかった款項に係る額		24,828		24,828
歳入合計		47,727	82	47,809

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		36,567	82	36,649
	1 総務管理費	36,493	82	36,575
補正されなかった款項に係る額		11,160		11,160
歳出合計		47,727	82	47,809



議第 1 4 4 号

令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		69,185	△ 12,825	56,360
	1 繰入金	69,185	△ 12,825	56,360
4 繰越金		1	12,825	12,826
	1 繰越金	1	12,825	12,826
補正されなかった款項に係る額		62,000		62,000
歳入合計		131,186	0	131,186

令和元年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和元年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（ 2 ） 延患者数	231,834 人	△ 4,986 人	226,848 人
入院患者数 一般病床	60,390 人	△ 1,464 人	58,926 人
医療型療養病床	28,182 人	△ 732 人	27,450 人
外来患者数 一般外来	136,416 人	△ 2,940 人	133,476 人
介護サービス	6,114 人	150 人	6,264 人
（ 3 ） 一日平均患者数	729 人	△ 16 人	713 人
入院患者数 一般病床	165 人	△ 4 人	161 人
医療型療養病床	77 人	△ 2 人	75 人
外来患者数 一般外来	464 人	△ 10 人	454 人
介護サービス	21 人	0 人	21 人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第1款 病院事業収益	3,732,237千円	△ 61,567千円	3,670,670千円
第1項 医業収益	3,186,624千円	△ 63,241千円	3,123,383千円
第2項 医業外収益	545,601千円	1,674千円	547,275千円
		支 出	
第1款 病院事業費用	3,920,186千円	34,959千円	3,955,145千円
第1項 医業費用	3,844,552千円	34,959千円	3,879,511千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「231,302千円」を「231,252千円」に、過年度分損益勘定留保資金「183,518千円」を「183,468千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第1款 資本的収入	661,335千円	50千円	661,385千円
第3項 他会計補助金	3,600千円	50千円	3,650千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,449,395 千円	69,709 千円	2,519,104 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	48,100 千円	330 千円	48,430 千円
資本的収入	他会計補助金	3,600 千円	50 千円	3,650 千円
合	計	51,700 千円	380 千円	52,080 千円

(債務負担行為)

第7条 予算第12条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第1表 債務負担行為」のとおり追加する。

令和元年12月3日提出

天草市長 中村五木

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
免疫測定装置賃借料	令和2年度～令和6年度	4,657
財務会計システム保守管理委託料	令和2年度～令和4年度	3,663
オーダーリングシステム等保守管理委託料	令和2年度	17,184
CTスキャナ保守業務委託料	令和2年度	8,605
エレベーター等保守管理業務委託料	令和2年度	4,560
空調設備保守点検業務委託料	令和2年度	4,501
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和2年度	3,143
病院管理等業務委託料	令和2年度	3,082
医用画像システム保守点検業務委託料	令和2年度	2,926
病院清掃業務委託料（栖本）	令和2年度	2,296
浄化槽清掃等業務委託料	令和2年度	1,658
内視鏡保守点検業務委託料	令和2年度	1,579
自動分析装置保守点検業務委託料	令和2年度	1,550
排水処理槽点検業務委託料	令和2年度	1,459
消防設備保守点検業務委託料	令和2年度	1,379
非常用ガスタービン発電設備点検委託料	令和2年度	1,232
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和2年度	934
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	令和2年度	452
眼科自動視野計保守業務委託料	令和2年度	407
医療事務コンピュータ保守点検業務委託料	令和2年度	343

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
臨床検査業務委託料	令和2年度	契約に定める額
患者私物洗濯業務委託料	令和2年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和2年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和2年度	契約に定める額

令和元年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和元年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款 事業収益	2,711,870 千円		1,251 千円	2,713,121 千円
第 2 項 営業外収益	806,662 千円		1,251 千円	807,913 千円
		支 出		
第 1 款 事業費	2,606,880 千円		△3,023 千円	2,603,857 千円
第 1 項 営業費用	2,370,942 千円		△3,023 千円	2,367,919 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 178, 607 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 54, 695 千円、過年度分損益勘定留保資金 1, 063, 912 千円及び建設改良積立金 60, 000 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 178, 359 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 54, 701 千円、過年度分損益勘定留保資金 913, 658 千円、建設改良積立金 60, 000 千円及び減債積立金 150, 000 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款 資本的収入	378,524 千円		165 千円	378,689 千円
第 2 項 出資金	221,306 千円		165 千円	221,471 千円
		支 出		
第 1 款 資本的支出	1,557,131 千円		△83 千円	1,557,048 千円
第 1 項 建設改良費	651,125 千円		△83 千円	651,042 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	192,086 千円		△3,106 千円	188,980 千円

令和元年 1 2 月 3 日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 1 4 7 号

令和元年度天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和元年度天草市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 事業費	1,840,983 千円	804 千円	1,841,787 千円
第 1 項 営業費用	1,703,920 千円	804 千円	1,704,724 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 7 1, 5 3 1 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 1, 6 2 2 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 0 0, 3 4 5 千円、当年度分損益勘定留保資金 4 5 9, 5 6 4 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 7 2, 8 0 6 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 1, 6 2 2 千円、減債積立金 1 0 0, 0 0 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 2 0 7, 0 1 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 3 5 4, 1 7 3 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 資本的支出	1,202,246 千円	1,275 千円	1,203,521 千円
第 1 項 建設改良費	489,904 千円	1,275 千円	491,179 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和2年度	4,103 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和2年度	1,747 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和2年度	24,442 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	7,995 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	12,647 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	11,010 千円
汚泥脱水業務委託	令和2年度	8,071 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	8,783 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和2年度	1,760 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和2年度	10,062 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	11,184 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和2年度	7,002 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	7,596 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	8,025 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	9,871 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和2年度	2,719 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	100,984 千円	2,079 千円	103,063 千円

令和元年12月3日提出

天草市長 中 村 五 木